

▶ 出展規約

- 【1. 規約の履行】**
出展者は以下に述べる各規約および、主催者から提示された「出展のご案内」および出展申込企業を対象に行う「出展者説明会」にて配付する「出展細則」の各規定(以下に説明する【7. 出展に関する規約】)の一部記載)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申込の拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、および出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。
- 【2. 出展資格】**
2-1. 出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人・団体とします。また、主催者は事務局内の出展基準に従い出展審査を行い、出展申込企業が出展基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。
2-2. 会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供(即売行為)を目的とした出展は、出版物など主催者が認めた一部のものを除き、お断りします。
- 【3. 出展申込み及び出展料の支払】**
3-1. 出展申込は、出展申込書原本を郵送するか、ウェブサイトにてお申込みください。内容に不足または不備があったと主催者が判断した場合、主催者は出展をお断りする権利を持ちます。なお、その際ご提出いただいた書類は返却いたしませんので、出展申込書およびその他すべての提出書類はコピーをお取りいただき、お手元に保存してください。
3-2. (一社)新日本スーパーマーケット協会会員以外の方の出展申込の受付開始は2016年6月18日です。6月17日までに発送された出展申込書は申込対象とみなされません。
3-3. 出展申込は、出展に必要な書類を主催者が受領し、それに基づき請求した出展料を主催者が入金確認できた時点をもって正式なものとしてします。
3-4. 出展料は主催者が定める期日までにお振込みください。お振込みがない場合、主催者は申込みを取り消す権利を持ちます。
- 【4. 出展キャンセル・取り消し】**
4-1. 出展申込書を受領した後の出展取り消し・解約は認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消し・解約をする場合、出展者は所定の様式にて記入し書面に主催者に届け出なければなりません。主催者が受領した時点で出展のすべてまたは一部の取消し・解約が成立し出展者は規定のキャンセル料を主催者に支払うものとしてします。
4-2. キャンセル料
◆申込書受領日から2016年9月9日(金)まで/請求金額の30%
◆2016年9月10日(土)以降/請求金額の100%
4-3. 出展申込を正式に受領した後も、出展者が「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
4-4. 入金確認後であっても、主催者が出展者と連絡が取れない場合や主催者が出展の意向が無いと判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。
- 【5. 展示スペースの割り当て】**
5-1. 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定いたします。出展者は、その結果に従うものとしてします。
5-2. 出展者は、いかなる理由があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
5-3. 出展申込キャンセルなどがあった場合、主催者は説明会で発表した小間配置の全体レイアウトを変更する権利を持ちます。
- 【6. 書類の提出】**
出展申込を正式に主催者が受領した後、出展者は主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。
- 【7. 出展に関する規約】**
7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが展示対象です。
7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。
7-3. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する「出展細則」に規定され、出展者はこれを守らなければなりません。
7-4. 出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。
7-5. 出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。妨害の有無や実演などが他者に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとしてします。
7-6. 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

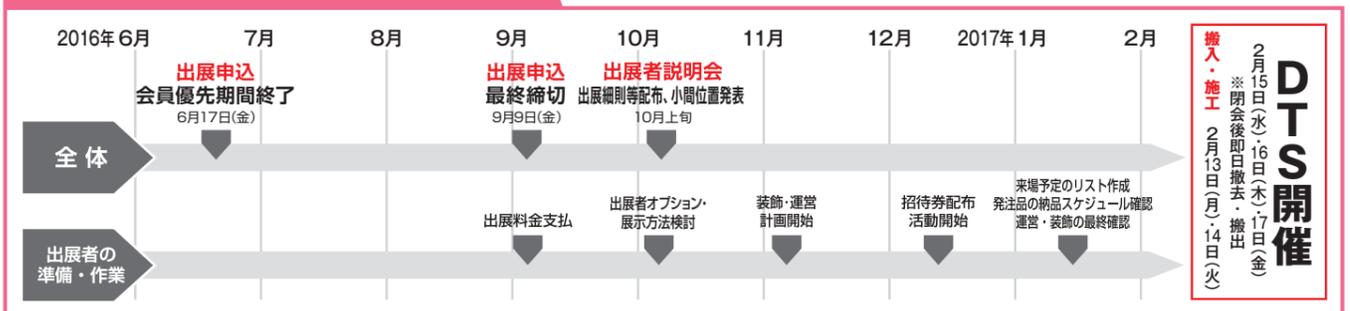
- 7-7. 出展者は展示会会期中および会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと主催者が判断した場合、主催者は出展中止または次回以降の出展申込拒否を行う権利を持ちます。
7-8. 展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。
7-9. 会場内は自社小間以外撮影禁止です。
7-10. 本展に関わる各種印刷物に関して不備があった場合、公式ウェブサイトにて訂正させていただくものとし、当該印刷物等の再発行は行わないものとしてします。
7-11. 出展関係者であっても、18歳未満の入場はお断りします。事務局が認めた場合を除きます。
7-12. 出展者が展示会場内で酒類を試飲提供する場合、未成年者や車両運転者に提供できません。出展者が酒類を試飲提供したことによって、飲酒運転などの事件・事故を起こした場合や、未成年者の飲酒について、主催者は一切の責任を負いません。
- 【8. 損害責任】**
8-1. 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者およびその従業員・関係者等の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
8-2. 出展者はその従業員・関係者・代理店等の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとしてします。
8-3. 主催者は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
8-4. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
- 【9. 反社会的勢力の排除】**
9-1. 出展者は、当該出展者又は当該出展者の代理人若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員等となつたときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしてします。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③出展者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
9-2. 主催者は、出展者が、前項の確約に反して、当該出展者又は当該出展者の代理人若しくは媒介する者が、暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、出展を取り消すことができるものとしてします。
9-3. 主催者は、出展者が、出展に関連して、第三者と下請又は委託契約等(以下、「関連契約」という。)を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介する者が暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明した場合、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができるものとしてします。
9-4. 主催者は、出展者が、関連契約を締結した当事者に対し前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、出展を取り消すことができるものとしてします。

以上

個人情報の使用目的及び提供・開示について

収集した個人情報の所有者は(一社)新日本スーパーマーケット協会デリカテッセン・トレードショー運営事務局(以下、「当事務局」という)です。収集した個人情報は、以下のような目的のために使用し第三者へ提供・開示いたします。
●当事務局から出展者への各種連絡として使用
●機密保持契約を締結している協力会社、業務委託先会社への情報共有及び発送代行として提供
●各種印刷物・ウェブサイトへの掲載で開示
●(一社)新日本スーパーマーケット協会のメールマガジンサービスへの登録
●展示会来場者及びマスコミへの情報提供
●統計的データとして使用する場合 ●法令等に基づく場合

申込から展示会当日までのスケジュール



デリカテッセン・トレードショー運営事務局
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-19-8櫻井ビル (一社)新日本スーパーマーケット協会内
TEL.03-3255-4830 FAX.03-3255-4826
公式ウェブサイト <http://www.delica.jp/> ✉ show@delica.jp

出展のご案内



FOOD TABLE in JAPAN 2017

デリカテッセン・
トレードショー2017

会期	2017年 2月15日(水) 16日(木) 17日(金) 10:00 - 17:00 (最終日は 16:00 まで)
会場	幕張メッセ
主催	デリカテッセン・トレードショー実行委員会

会場が
変わります



来場対象
デリカ部門を中心とするSM、GMS、CVS
百貨店や、弁当・惣菜専門店、駅弁、デリバリーなどの
商品開発・販売にかかわる方々
飲食店、小売業関係者

出展対象
生鮮品、加工食品、飲料、包材、衛生関連、
厨房機器、調理器具、販促品、サービス、
店舗設備・設計、業界情報 等

開催概要

名称	デリカテッセン・トレードショー2017	前回実績	来場者数90,518名 (業界関係者のみ 同時開催展含む)
入場料	5,000円(消費税込) ※招待券持参者、 来場事前登録者は無料	主催者企画	お弁当・お惣菜大賞2017
申込方法	いずれかの方法でお申込みください。 ①ウェブ申込 ②郵送申込	ウェブ申込はこちら	http://www.delica.jp/

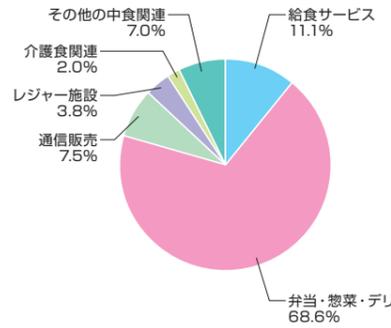
申込期間 新日本スーパーマーケット協会会員の出展申込を優先的に受け付けます



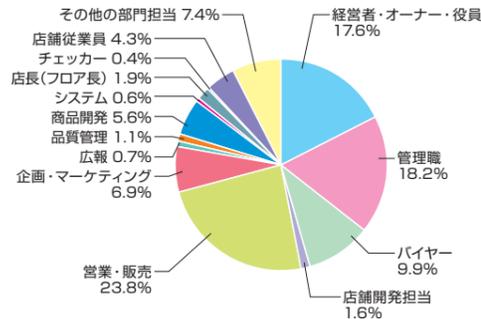
※上記日程は消印・入力フォーム送信日を有効とします。
※締切日前に申込みが募集小間数に達する場合がございますので、お早目にご検討ください。

来場者アンケート

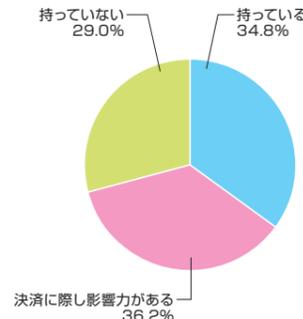
1 あなたの業種は(中食関係者から抜粋)



2 あなたの役職は

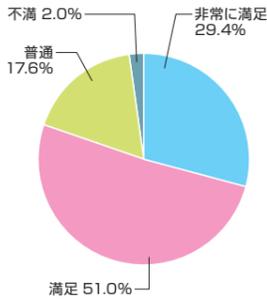


3 あなたは商品購買に関して 決裁権をお持ちですか

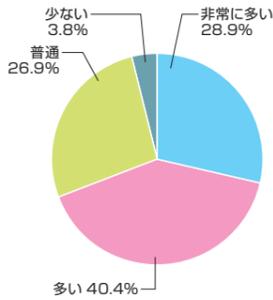


出展者アンケート

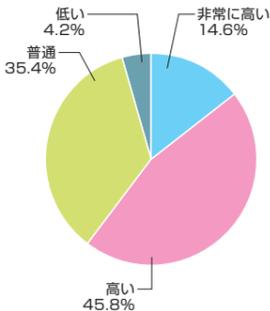
1 出展されて いかがでしたか



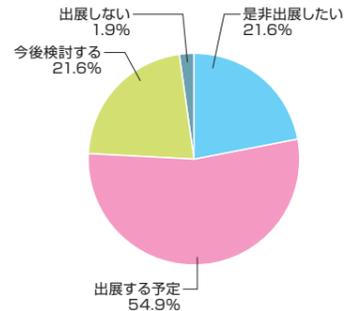
2 来場者数について



3 来場者の質について



4 現時点での 次回出展のご予定



来場対象

フードビジネスの起点! 小売・中食・外食業界の垣根を越えた商談展示会

FTJ FOOD TABLE in JAPAN 2017

4展示会を合同開催!



出展申込要項

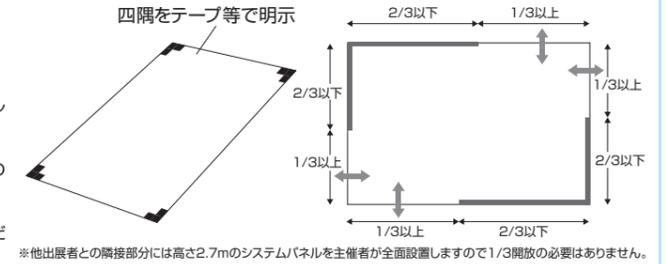
会員優先受付期間: 5月10日~6月17日 通常受付期間: 6月18日~9月9日

※上記日程は、消印・入力フォーム送信日を有効とします。

出展形態

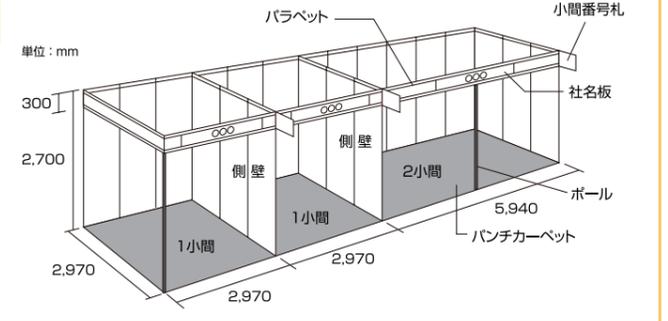
スペース小間 (4小間以上)

- 1小間のサイズは9㎡で、4小間からお申込み可能です。
- 塵出しによるスペース渡しになります。ただし、小間割りの状況に応じて他社と隣接する場合があります。その場合はシステムパネルにて仕切られます。
- 基礎パネル・カーペット等は一切付属しておりません。
- 小間装飾に関しては、別に定められた装飾規定に従い、会場内の統一美観を保つよう最低限の装飾は行ってください。ただし、1辺につき3分の1以上を開放し、通路を確保してください。必要に応じて事務局指定の装飾会社の紹介も致します。
- 共同出展者名は各種印刷物・ウェブサイトへの表記を、1小間申込につき2社までとさせていただきます。



基礎小間 (1~3小間)

- 1~3小間でお申込みの場合に限ります。
- 1小間のサイズは約9㎡です。(芯~芯寸法: 幅2.97m×奥行2.97m×高さ2.7m)
- 基礎小間には下記の設備備品が付属しています。壁面: システムパネル(ポリ仕上げ、白、高さ2.7m) 角小間の場合、通路に面した壁面はつきません。
- 備品オプション: 商談や試食提供に必要な備品をセットにしたオプションパッケージをご用意いたします。詳細は出展者説明会で配布する出展細則にてご案内いたします。
- パラベット: 社名板を設置するためのパネル
- 社名板: 出展者名を表示
- 小間番号札: 小間番号を表示
- 床面: パンチカーペット ※別途追加工事(有料)も可能です。
- 共同出展者名は各種印刷物・ウェブサイトへの表記を、1小間申込につき2社までとさせていただきます。



出展料金 (1小間あたり) 税込価格 ()内は本体価格

	一般通常価格	新日本スーパーマーケット協会 会員特別価格
スペース小間 4小間以上	¥356,400 (¥330,000)	¥302,400 (¥280,000)
基礎小間 1~3小間	¥399,600 (¥370,000)	¥345,600 (¥320,000)

出展申込方法 (申込方法は①もしくは②の2通り)

必ず出展規約をお読みになってからお申込みください。

①ウェブ申込 オンラインでお申込みいただけます。

5月上旬、公式ウェブサイトにて入力フォームを公開します。

公式ウェブサイト <http://www.delica.jp/>

②郵送申込

「出展申込書」に必要事項をご記入の上、事務局まで郵送で捺印済の原本をご送付ください。必ず控えのコピーをおとりください。送付先は「出展申込書」でご確認ください。

- 申込受理後、事務局より出展料金の請求書を発行致しますので、必ず指定日までに全額を指定銀行口座にお振り込みください。
- 出展者及び出展内容が本展に相応しくないと主催者が判断した場合は、出展をお断りする場合があります。
- 新日本スーパーマーケット協会会員以外の申込受付開始日は6月18日です。6月17日までに発送された出展申込書は申込対象となりませんのでご注意ください。
- 新日本スーパーマーケット協会会員であっても、募集小間数に達した場合、出展をお断りする場合がございますので早目にお申込みください。

(一社) 新日本スーパーマーケット協会の概要 2016年3月現在

(一社) 新日本スーパーマーケット協会は、スーパーマーケットを正会員(約330社・全国約6,000店舗)、業界を取り巻く様々な企業を賛助会員(約840社)として構成されている全国団体です。当協会は各種セミナー・勉強会等、様々な形でスーパーマーケット業界の発展に寄与しております。

■入会ご希望の方はお気軽にお問い合わせください

(一社) 新日本スーパーマーケット協会

TEL.03-3255-4825 FAX.03-3255-4826 <http://www.super.or.jp>

出展料金に含まれない項目

- 電気(照明・コンセントを含む)・水道・ガス工事及びそれらの使用料 ※小間内の照明器具は別途お申込みをお勧めいたします。
- 試飲試食を行う場合は、保健所の指導により出展者の費用負担で流し等の設備が必要です。
- 搬入・搬出に関わる費用
- 小間内清掃・ゴミ処理
- 自社展示物の保険料
- 広告掲載料
- 規定数を超える各種印刷物
- 公式ウェブサイトへの規定数以上の商品掲載

小間位置決定

出展小間位置は、出展申込書の消印日、入力フォーム送信日に準じて下記事項を考慮の上、事務局にて決定し出展者説明会にて発表させていただきます。

- 協会会員が否か
- 展示品の搬入出・設営の難易度
- 出展小間数・形態
- 過去の出展実績
- 出展内容

申込締切

2016年9月9日(金)

※締切日前に申込みが募集小間数に達する場合もございますので、お早目にご検討ください。

出展申込の変更・取消

出展申込後の変更・取消は原則としてできません。申込者の都合によりやむなく出展の変更・取消をする場合は、変更・取消内容ならびその理由を明記した文書を主催者にご提出ください。また、出展料金のお支払い前後に関わらず下記の要領でキャンセル料を申し受けます。

キャンセル料 2016年9月9日(金)迄…………… 出展料金の30%
2016年9月10日(土)以降…………… 出展料金の全額

(一社) 新日本スーパーマーケット協会 会員について

- 各会員企業との交流を深め、一層の発展を目指す方
 - 流通小売業界の情報、知識を迅速に収集されたい方
- ※企業規模、売上の大小、地域等の制約はございません

正会員	賛助会員
スーパーマーケット等セルフサービス方式販売をされている企業・団体様	メーカー、卸売業、その他関係される企業・団体様
【入会に要する金額】 入会金 2万円および半年分の会費(年商により異なります)	【入会に要する金額】 入会金 6万円(初年度のみ)および年会費 18万円